

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第42号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(新潟市露店市場管理条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市露店市場管理条例施行規則(昭和25年新潟市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6号様式及び第7号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

(新潟市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟市職員退職手当支給条例施行規則(昭和25年新潟市規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第18(表面)及び様式第19(表面)中

「

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

この場合において、上記の異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)に不服があるときは、その決定(裁決)があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に、県知事に対して審査請求(再審査請求)をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、  
となりま  
す。)提起することができます。ただし、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合及びその異議申立て(審査請求)の決定(裁決)があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内に審査請求(再審査請求)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て又は審査請求(審査請求又は再審査請求)に対する決定又は裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その決定又は裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

を

」













に改正する。

別記様式第3号中「行政不服審査法第6条の規定によりこの」を「この」に改め、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

(新潟市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第7条 新潟市国民健康保険条例施行規則（昭和44年新潟市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第13号を次のように改める。



別記様式第13号（第21条関係）

一部負担金（免除）（徴収猶予）（不承認）通知書			
様			年 月 日
新潟市長			印
整理番号		記号番号	
療養の給付を受ける者	氏名	住所	
	年 月 日生	世帯主氏名	
承認	減額 免除 徴収猶予	割合 期間	割 か月
	備考		
不承認	理由		

注 減免等の決定を受けた場合は、この通知書を保険医療機関に提出してください。

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

別記様式第 17 号から別記様式第 19 号までを次のように改める。

別記様式第17号（第25条関係）

<p style="text-align: center;">国民健康保険料督促状兼領収証書</p> <p style="text-align: right;">様 年 月 日</p> <p>下記の金額が未納となっておりますので、この督促状をお持ちのうえ、至急、新潟市各区役所・出張所・連絡所、または新潟市指定金融機関等で本状の納期限までに納付してください。 (本状と送付済の納付書を重複して納めないようご注意ください)</p> <p style="text-align: center;">新潟市長 年 度 国民健康保険料 第 期 保 險 料 円 印</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr><td>国保番号</td></tr> <tr><td>保 險 料 円</td></tr> <tr><td>延 滞 金 円</td></tr> <tr><td>合 計 円</td></tr> <tr><td>領 取 印</td></tr> </table> <p>○本状は、年 月 日納付現在で作成しました。 本状の到着前に納付されたときは、行き違いですのでご了承ください。 (株式会社ゆうちょ銀行や市外の金融機関をご利用の場合、納付の確認に日数がかかりますので、行き違いになることがあります。)</p> <p style="text-align: center;">本状の納期限 年 月 日</p> <p>(延滞金) 納期限までに保険料を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金が増加されます。 (滞納処分) 本状の納期限までに納付されないときは、財産差押処分等を行うことがありますのでご注意ください。</p> <p style="text-align: right; font-weight: bold;">新 潟 市</p>	国保番号	保 險 料 円	延 滞 金 円	合 計 円	領 取 印	<p style="text-align: center;">国民健康保険料 領収済通知書 年 度 第 期</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>発送コード</td><td>A 1</td></tr> <tr><td></td><td>20</td></tr> <tr><td></td><td>新潟市</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">27</p> <p>納付義務者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <th>国保番号</th> <th>入 力 区 分</th> <th>調 定 年 度</th> <th>科 目</th> <th>課 区</th> <th>賦 課 年 度</th> <th>期 別</th> <th>保 險 料</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td>領 取 印</td> <td>納 期 限</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">年 月 日</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="7"></td> <td>合 計</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-weight: bold;">新 潟 市</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">この領収済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないで下さい。</p>	発送コード	A 1		20		新潟市	国保番号	入 力 区 分	調 定 年 度	科 目	課 区	賦 課 年 度	期 別	保 險 料	円	領 取 印	納 期 限	年 月 日					延滞金	円								合 計	円	<table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>発送コード</td><td>20</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">国民健康保険料原符 年 度 第 期</p> <p>氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr><td>国保番号</td></tr> <tr><td>保 險 料 円</td></tr> <tr><td>延 滞 金 円</td></tr> <tr><td>合 計 円</td></tr> <tr><td>領 取 印</td></tr> </table> <p style="text-align: right; font-weight: bold;">新 潟 市</p>	発送コード	20	国保番号	保 險 料 円	延 滞 金 円	合 計 円	領 取 印
国保番号																																															
保 險 料 円																																															
延 滞 金 円																																															
合 計 円																																															
領 取 印																																															
発送コード	A 1																																														
	20																																														
	新潟市																																														
国保番号	入 力 区 分	調 定 年 度	科 目	課 区	賦 課 年 度	期 別	保 險 料	円																																							
領 取 印	納 期 限	年 月 日					延滞金	円																																							
							合 計	円																																							
発送コード	20																																														
国保番号																																															
保 險 料 円																																															
延 滞 金 円																																															
合 計 円																																															
領 取 印																																															

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく救済を記載すること。



別記様式第18号の2 (第26条関係)

国民健康保険料等還付通知書						
あなたの納付された国民健康保険料について納め過ぎがありましたので、以下のとおりお返しします。 振込日 年 月 日						
国保番号	整理番号	新潟市長			印	
年度 国民健康保険料内訳					還付加算金内訳	
納付年月日	納付金額	調定額	充当額	還付額	日数	算定額
計						
還付理由				還付額合計		
支払方法						

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

別記様式第19号（第26条関係）

国民健康保険料等充当通知書											
料金 後納 郵便	あなたの納めた国民健康保険料等に納め過ぎがありますが、下記のとおり未納の保険料等に充当しましたので、通知します。 なお、充当された未納の保険料等については、重複納入されないようお願いいたします。										
	年 月 日 国 保 番 号						新潟市長				印
年度（年度分）充当元の内訳						充当先の内訳（未納であつた保険料等）					
期別	納付年月日	納付金額	調定額	過誤納額	還付加算金	国保番号	年度	調区		期別	充当額
計						計					
年 月 日 新潟市 郵便番号 新潟市 電話						充当年月日 <お問い合わせ> 新潟市 電話					
ここからお開けください											

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

別記様式第 2 1 号を次のように改める。

別記様式第 2 1 号 (第 2 7 条関係)

国民健康保険料延滞金の減免承認(不承認)通知書				
年 月 日				
新潟市長 印				
あなたから 年 月 日付け提出された国民健康保険料延滞金減免申請について、調査の結果次のとおり減免することを承認(不承認)しましたので通知します。				
記				
国保番号				
減       免	年 度	期	延 滞 金 額	減免承認延滞金額
	年度		円	円
	年度			
	年度			
	年度			
	年度			
	年度			
	合 計			
不 承 認	不承認の理由			

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。



別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第 2 3 号 (第 2 8 条関係)

	新潟市長	第 号 印			
様					
国民健康保険料減免承認・不承認通知書					
年 月 日付け提出されました国民健康保険料減免申請について、調査の結果、次のとおり減免することを承認・不承認しましたので通知します。					
年度	国民健康保険料		国保番号		
	期別	保険料	減免保険料	差引納付額	納期限
承認	第 1 期				◎毎月の末日 (12月のみ28日) ただし、末日が金融機関 の休業日の場合は、その翌 日
	第 2 期				
	第 3 期				
	第 4 期				
	第 5 期				
	第 6 期				
	第 7 期				
	第 8 期				
	第 9 期				
	第 10 期				
	第 11 期				
	第 12 期				
	第 4 月期				◎年金支給日
	第 6 月期				
	第 8 月期				
	第 10 月期				
	第 12 月期				
	第 2 月期				
	過 年 分				年 月 日
	過 年 分				年 月 日
	過 年 分				年 月 日
	過 年 分				年 月 日
	合 計				
不承認	不承認の理由				

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

別記様式第25号を次のように改める。

別記様式第25号（第29条関係）

<p>国民健康保険料の徴収猶予承認(不承認)通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">新潟市長 印</p> <p>あなたから 年 月 日付け提出された国民健康保険料徴収猶予申請について、調査の結果次のとおり徴収猶予することを承認(不承認)しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
国保番号						
年度	期	保険料	延滞金	条例上の納期限	承認猶予額	承認猶予納期限
不承認の理由						

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

(新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和55年新潟市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「60日」を「3か月」に、「異議を申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第8号及び別記様式第10号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に改める。

(新潟市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム費用徴収規則の一部改正)

第9条 新潟市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム費用徴収規則(昭和55年新潟市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に改める。

(新潟市老人福祉法施行細則の一部改正)

第10条 新潟市老人福祉法施行細則(昭和56年新潟市規則第63号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に改める。

別記様式第12号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第19号の3及び別記様式第19号の5中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に改める。

(新潟市老人医療費助成規則の一部改正)

第11条 新潟市老人医療費助成規則(昭和58年新潟市規則第10号)の一部を次のよ

うに改正する。

別記様式第3号の2を次のように改める。

別記様式第3号の2（第5条関係）

	第	号
	年	月
		日
様		
	新潟市長	印
老人医療費助成受給者証交付申請却下決定通知書		
年 月 日付けで申請のあった老人医療費助成受給者証の交付について、 新潟市老人医療費助成規則に基づき審査した結果、下記の理由により却下したので通知し ます。		
(理由)		
問い合わせ先		

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

(新潟市身体障がい者障害者支援施設等費用徴収規則の一部改正)

第12条 新潟市身体障がい者障害者支援施設等費用徴収規則(昭和61年新潟市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に改める。

(新潟市情報公開条例施行規則の一部改正)

第13条 新潟市情報公開条例施行規則(昭和62年新潟市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「第12条」を「第12条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第13条第1項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に改める。

別記様式第10号を次のように改める。



別記様式第10号（第6条関係）

第三者情報公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付でご意見をいただいたあなた（貴団体に関する情報が記載されている公文書について、次のとおり公開することに決定したので、新潟市情報公開条例第9条の3第3項の規定により通知します。

公開決定・一部公開決定通知書番号	年 月 日 第 号
公文書の名称又は内容	
公開するあなたの情報	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
担当課	部 課 係 電話番号 (内線)
備考	

教示

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市（訴訟において市を代表する者は市長になります。）を被告として、新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(新潟市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第14条 新潟市情報公開・個人情報保護審査会規則（昭和62年新潟市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第12条」を「第12条第1項」に、「第27条」を「第27条第1項」に改め、「規定による決定」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「第25条」を「第25条第2項」に改め、「規定する決定」の次に「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」を加え、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項において同じ。）」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第4項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第3項中「より審査会に提出された意見書又は資料の閲覧をさせ、又は写しの交付をしよう」を「よる送付をし、又は第2項の規定による閲覧をさせよう」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「閲覧等」を「前項の規定による閲覧」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料」の次に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）」を加え、「又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）」を削り、「その閲覧等」を「その閲覧」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

審査会は、第8条第2項若しくは第3項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気

的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第12条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第15条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年新潟市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第4号及び別記様式第13号中「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に改める。

(新潟市生活保護法施行細則の一部改正)

第16条 新潟市生活保護法施行細則(平成12年新潟市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記様式第14号及び別記様式第32号中「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に改め、「50日」の次に「(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日)」を加える。

(新潟市介護保険条例施行規則の一部改正)

第17条 新潟市介護保険条例施行規則(平成12年新潟市規則第43号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号の2(裏)、別記様式第5号の3(裏)、別記様式第5号の4(裏)、別記様式第5号の5(裏)、別記様式第5号の6(裏)及び別記様式第5号の7(裏)中「60日」を「3か月」に、「6月以内」を「6か月以内」に、「3月」を「3か月」

に改める。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第7条関係）

年 月 日																												
様																												
新潟市長																												
介護保険料修正（承認・不承認）通知書																												
<p>年 月 日付で提出された介護保険料の修正の申出について、次のとおり修正することを（承認しました・承認しませんでした）ので通知します。</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">被保険者番号</td> <td colspan="3" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">期 別</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">修正前保険料</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">修正後保険料 (納める額)</td> <td style="width: 35%; padding: 5px;">納 期 限</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第1期</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第2期</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第3期</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">暫定保険料額</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 10px;"> <p>【不承認の理由】</p> </td> </tr> </table>	被保険者番号				期 別	修正前保険料	修正後保険料 (納める額)	納 期 限	第1期	円	円	年 月 日	第2期	円	円	年 月 日	第3期	円	円	年 月 日	暫定保険料額	円	円		<p>【不承認の理由】</p>			
被保険者番号																												
期 別	修正前保険料	修正後保険料 (納める額)	納 期 限																									
第1期	円	円	年 月 日																									
第2期	円	円	年 月 日																									
第3期	円	円	年 月 日																									
暫定保険料額	円	円																										
<p>【不承認の理由】</p>																												
<p>不服の申立て</p> <p>この通知書に記載された事項について不服があるときには、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県介護保険審査会（新潟市中央区新光町4番地1，電話番号（025）285—5511）に対して審査請求をすることができます。</p>																												
<p>処分取消しの訴え</p> <p>この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経ることなく、この決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1） 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>																												

別記様式第8号(裏), 別記様式第8号の2(裏), 別記様式第8号の3(裏), 別記様式第8号の4(裏), 別記様式第9号(裏), 別記様式第10号(裏)及び別記様式第11号(裏)中「60日」を「3か月」に, 「6月以内」を「6か月以内」に, 「3月」を「3か月」に改める。

別記様式第12号中「60日」を「3か月」に改める。

別記様式第13号から別記様式第15号までの規定, 別記様式第17号, 別記様式第19号, 別記様式第20号, 別記様式第22号及び別記様式第24号中「60日」を「3か月」に, 「6月」を「6か月」に, 「3月」を「3か月」に改める。

(新潟市介護保険法施行細則の一部改正)

第18条 新潟市介護保険法施行細則(平成12年新潟市規則第44号)の一部を次のように改正する。

別記様式第11号中「60日以内」を「3か月以内」に, 「6月」を「6か月」に, 「3月」を「3か月」に改める。

別記様式第12号, 別記様式第14号, 別記様式第15号, 別記様式第17号, 別記様式第21号, 別記様式第26号(その1), 別記様式第26号(その2), 別記様式第27号の4, 別記様式第30号の3, 別記様式第30号の6, 別記様式第32号, 別記様式第35号, 別記様式第37号(その1), 別記様式第37号(その2), 別記様式第39号から別記様式第41号までの規定, 別記様式第43号, 別記様式第45号, 別記様式第46号及び別記様式第48号中「60日」を「3か月」に, 「6月」を「6か月」に, 「3月」を「3か月」に改める。

(新潟市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第19条 新潟市個人情報保護条例施行規則(平成13年新潟市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第13条の2各号列記以外の部分中「第27条」を「第27条第1項」に改め, 同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め, 「参加人」の次に「(行政不服審査

法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第15条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に改める。

別記様式第10号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第13号及び別記様式第14号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に改める。

別記様式第17号及び別記様式第18号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

（新潟市感染症医療の費用負担に関する規則の一部改正）

第20条 新潟市感染症医療の費用負担に関する規則（平成13年新潟市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第5号及び別記様式第6号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定の送達」を「裁決の送達」に改める。

（新潟市矢代田駅前駐車場条例施行規則の一部改正）

第21条 新潟市矢代田駅前駐車場条例施行規則（平成17年新潟市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3か月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「できます。この場合において、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に審査請求をすることもできます」を「できま

す」に、「6月」を「6か月」に、「異議申立て又は審査請求」及び「異議申立てに対する決定又は審査請求」を「審査請求」に改める。

(新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第22条 新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例施行規則（平成17年新潟市規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号から別記様式第10号までの規定中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

(新潟市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則の一部改正)

第23条 新潟市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則（平成17年新潟市規則第94号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「30日」を「3か月」に、「異議を申立て」及び「異議申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁決の送達を」に、「6月」を「6か月」に改める。

別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第8号及び別記様式第9号中「30日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁決の送達を」に、「6月」を「6か月」に改める。

(新潟市介護給付費及び訓練等給付費の支給等に関する規則の一部改正)

第24条 新潟市介護給付費及び訓練等給付費の支給等に関する規則（平成18年新潟市規則第81号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号から別記様式第5号までの規定、別記様式第7号、別記様式第8号及び別記様式第10号中「60日」を「3か月」に、「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改める。

別記様式第13号及び別記様式第16号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定が」を「裁決が」に、「あった日から」を「あった日の翌日から起算して」に改める。

別記様式第18号中「60日」を「3か月」に、「新潟県知事」を「市長」に、「あ



った日から」を「あった日の翌日から起算して」に改める。

(新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例施行規則の一部改正)

第25条 新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例施行規則（平成19年新潟市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

(新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則の一部改正)

第26条 新潟市景観法及び新潟市景観条例の施行に関する規則（平成19年新潟市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式第19号及び別記様式第30号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

(新潟市道路占用規則の一部改正)

第27条 新潟市道路占用規則（平成19年新潟市規則第72号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「60日」を「3か月」に、「異議申立てをする」を「審査請求をする」に改め、「できます。ただし、この処分につき異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても市がその異議申立てにつき決定をしないときその他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、異議申立てについての決定を経ないで、新潟県知事に対して審査請求をすることができます」を「できます」に、「異議申立て又は審査請求」及び「異議申立てについての決定又はその審査請求」を「審査請求」に改める。

(新潟市道路工事承認規則の一部改正)

第28条 新潟市道路工事承認規則（平成19年新潟市規則第73号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「60日」を「3か月」に、「異議申立てをす

る」を「審査請求をする」に改め、「できます。ただし、この処分につき異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても市がその異議申立てにつき決定をしないときその他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、異議申立てについての決定を経ないで、新潟県知事に対して審査請求をすることができます」を「できます」に、「異議申立て又は審査請求」及び「異議申立てについての決定又はその審査請求」を「審査請求」に改める。

(新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例施行規則の一部改正)

第29条 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例施行規則（平成19年新潟市規則第92号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に改める。

(新潟市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第30条 新潟市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成19年新潟市規則第95号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第8号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

(新潟市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第31条 新潟市児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成20年新潟市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に改める。

(新潟市後期高齢者医療に関する条例の施行及び後期高齢者医療の保険料の徴収に関する規則の一部改正)

第32条 新潟市後期高齢者医療に関する条例の施行及び後期高齢者医療の保険料の徴収

に関する規則（平成20年新潟市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別記様式第16号から別記様式第20号までを次のように改める。

別記様式第16号（第6条関係）

<p style="text-align: center;">後期高齢者医療保険料督促状領収証書 様</p> <p>下記の金額が未納になっておりますので、この督促状をお持ちのうえ、至急、新潟市各区役所・出張所・連絡所、又は新潟市指定金融機関等で本状の納期限までに納付してください。（本状と送付済の納付書を重複して納めないようご注意ください。）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 新潟市長 印</p> <p style="text-align: center;">年度後期高齢者医療保険料 第 期 保険料 円</p> <p>○本状は、年 月 日納付現在で作成しました。 本状の到着前に納付されたときは、行き違いですのでご了承ください。 （株式会社ゆうちょ銀行や市外の金融機関をご利用の場合、納付の確認に日数がかかりますので、行き違いになることがあります。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">         本状の納期限 年 月 日     </div> <p>（延滞金） 納期限までに保険料を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金が加算されます。 （滞納処分） 本状の納期限までに納付されないときは、財産差押処分等を行うことがありますのでご注意ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">         新潟市     </div>	<p style="text-align: center;">後期高齢者医療保険料 領収済通知書(新潟市保管用) 年度 第 期</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <span style="float: left; margin-right: 5px;">32</span> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div> </div> <p>納付義務者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">延滞金</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">□□□□□□</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">□□□□□□</td> </tr> </table> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">被保険者番号</td> <td style="width: 10%;">入力区分</td> <td style="width: 10%;">調定年度</td> <td style="width: 10%;">科 目</td> <td style="width: 10%;">調 区</td> <td style="width: 10%;">賦課年度</td> <td style="width: 10%;">期 別</td> <td style="width: 10%;">保 険 料</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">領収印</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">納期限</td> <td style="text-align: right;">延滞金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">この領収済通知書は、直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないで下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">         新潟市     </div>	延滞金		□□□□□□			□□□□□□	被保険者番号	入力区分	調定年度	科 目	調 区	賦課年度	期 別	保 険 料	円	領収印	納期限						延滞金	円	平成 年 月 日														合 計	円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">A1</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">81 後期高齢者医療保険料 原符 年度 期 第 期 氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">被保険者番号</td> <td style="width: 10%;">保 険 料</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">延滞金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">         新潟市     </div>	A1										S1										新潟市										被保険者番号	保 険 料	円		延滞金	円		合 計	円
延滞金		□□□□□□																																																																															
		□□□□□□																																																																															
被保険者番号	入力区分	調定年度	科 目	調 区	賦課年度	期 別	保 険 料	円																																																																									
領収印	納期限						延滞金	円																																																																									
	平成 年 月 日																																																																																
							合 計	円																																																																									
A1																																																																																	
S1																																																																																	
新潟市																																																																																	
被保険者番号	保 険 料	円																																																																															
	延滞金	円																																																																															
	合 計	円																																																																															

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

別記様式第17号 (第7条関係)

	年 月 日							
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> 様	新潟市長	印						
後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書 後期高齢者医療保険料の還付金をお返しいたしますので、支払期限の 年 月 日までに、この通知書と印鑑をご持参のうえ、市内の第四銀行(東港支店を含む。)でお受け取りください。 ※紛失したときは、支払期限経過後1月以内は再発行いたしません。消滅時効期間は、支出決定日から2年です。								
還付理由								
被保険者氏名	被保険者番号							
認印	支払金額 (1) + (2)	百 千 円 万						
	出納済印	(単位:円)						
年度( 年度分)後期高齢者医療保険料還付額等内訳							還付加算金内訳	
納付/月期	徴収方法	納付年月日	A納付済額(注1)	B調定額(注1)	C充当額(注2)	還付額(A-B-C)	日数	算定額
小		計				(1)		
注1 納付済額又は調定額の上段に金額の記載がある場合は、各期毎の延滞金の額です。						充当分の還付加算金		
注2 充当額の内容については、別途充当通知書により確認額います。						還付加算金計		(2)
指定金融機関 支払印	会計区分	後期高齢者医療事業会計						
	歳入歳出区分							
	整理番号							
	支出命令番号							
	充当整理番号							
						上記の支払金額を領収いたしました。 (宛先)新潟市会計管理者 年 月 日 氏名 印		

備考 行政不服審査違法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

別記様式第18号 (第7条関係)

	年 月 日							
様	新潟市長	印						
後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書 後期高齢者医療保険料を還付します。 還付金については、下記口座に振り込みます。								
還付理由								
被保険者氏名		被保険者番号						
還付金額 (1) + (2)	円	口座振込日 年 月 日						
還付方法等	口座払	振込口座						
還付金の積算		(単位：円)						
年度( 年度分)後期高齢者医療保険料還付額等内訳							還付加算金内訳	
納付/月期	徴収方法	納付年月日	納付済額 A (注1)	調定額 B (注1)	充当額 C (注2)	還付額 (A-B-C)	日数	算定額
小 計						(1)		
会計区分	後期高齢者医療事業会計		支出命令番号				充当分の還付加算金	
歳入歳出区分			充当整理番号				還付加算金計	(2)
整理番号								
注1 納付済額又は調定額の上段に金額の記載がある場合は、各期毎の延滞金の額です。 2 充当額の内容については、別途充当通知書により確認願います。								

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

別記様式第19号（第7条関係）

	年 月 日							
様	新潟市長	印						
<p>後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書</p> <p>後期高齢者医療保険料を還付します。</p> <p>還付金については、別途小切手を送付しますので、小切手に記載されている指定の金融機関で、還付金を受領してください。</p>								
還付理由								
被保険者氏名		被保険者番号						
還付金額 (1) + (2)	円	受取期限 年 月 日まで						
還付方法等	隔地払							
(単位：円)								
年度( 年度分)後期高齢者医療保険料還付額等内訳							還付加算金内訳	
納付/月期	徴収方法	納付年月日	納付済額 A (注1)	調定額 B (注1)	充当額 C (注2)	還付額 (A-B-C)	日数 日	算定額
小 計						(1)		
会計区分	後期高齢者医療事業会計		支出命令番号				充分の還付加算金	
歳入歳出区分								
整理番号								(2)
							還付加算金計	

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。





別記様式第22号を次のように改める。

別記様式第 2 2 号 (第 8 条関係)

様  新潟市長 後期高齢者医療保険料延滞金減免(承認・不承認)通知書 あなたから 年 月 日付で提出された後期高齢者医療保険料延滞金の減免申請について、調査の結果次のとおり減免することを(承認しました・承認しませんでした)ので通知します。	年 月 日  印			
被保険者番号		申請番号	— —	
年 度	月 期 別	延 滞 金	減 免 額	差引納付額
年度	月 期	円	円	円
年度	月 期	円	円	円
年度	月 期	円	円	円
年度	月 期	円	円	円
年度	月 期	円	円	円
年度	月 期	円	円	円
年度	月 期	円	円	円
年度	月 期	円	円	円
年度	月 期	円	円	円
年度	月 期	円	円	円
年度	月 期	円	円	円
合 計		円	円	円
不承認の理由				

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

(新潟市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第33条 新潟市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年新潟市規則第54号）の一部を次のように改正する。

別記様式第13号中「60日」を「3か月」に改め、「50日」の次に「（審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

(新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第34条 新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例施行規則（平成20年新潟市規則第71号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第6号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第35条 新潟市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年新潟市規則第50号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

別記様式第4号、別記様式第7号及び別記様式第8号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に改める。

(新潟市火薬類取締法施行細則の一部改正)

第36条 新潟市火薬類取締法施行細則（平成22年新潟市規則第27号）の一部を次の

ように改正する。

別記様式第17号及び別記様式第20号中「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に改める。

(新潟市浄化槽事業条例施行規則の一部改正)

第37条 新潟市浄化槽事業条例施行規則（平成23年新潟市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第3条関係）

公設浄化槽設置決定（不決定）通知書	
様	年 月 日
新潟市長 印	
<p>年 月 日付けで申請のあった公設浄化槽の設置について、下記のとおり決定したので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第3条第4項の規定により通知します。</p>	
設置の可否	<input type="checkbox"/> 設置する <input type="checkbox"/> 設置しない
設置場所	
浄化槽の規模	
分担金の額	円
公設浄化槽番号	
<p><b>教示</b></p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

別記様式第 8 号を次のように改める。

別記様式第 8 号（第 8 条関係）

公設浄化槽規模変更決定（不決定）通知書	
様	年 月 日
新潟市長 印	
<p>年 月 日付けで申請のあった公設浄化槽の規模の変更について、下記のとおり決定したので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第 8 条第 4 項の規定により通知します。</p>	
規模の変更の可否	<input type="checkbox"/> 変更する <input type="checkbox"/> 変更しない
工事着手日	年 月 日以降
現在の規模	
変更後の規模	
変更後の公設浄化槽番号	

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に市長に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第15号を次のように改める。



別記様式第15号（第18条関係）

公設浄化槽分担金徴収猶予取消通知書	
様	年 月 日
新潟市長	印
<p>分担金の徴収の猶予を取り消したので、新潟市浄化槽事業条例施行規則第18条第2項の規定により、下記のとおり通知します。</p>	
公設浄化槽設置番号	
受益者名	
徴収の猶予を取り消す 分担金の額	円
分担金の納付期限	年 月 日

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第38条 新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成23年新潟市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号，別記様式第7号，別記様式第11号及び別記様式第14号中「60日」を「3か月」に，「6月」を「6か月」に改める。

(新潟市高圧ガス保安法施行細則の一部改正)

第39条 新潟市高圧ガス保安法施行細則（平成24年新潟市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号及び別記様式第7号中「60日」を「3か月」に，「6月」を「6か月」に改める。

(新潟市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関する規則の一部改正)

第40条 新潟市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関する規則（平成24年新潟市規則第105号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号，別記様式第5号及び別記様式第6号中「60日」を「3か月」に，「異議申立て」を「審査請求」に，「6月」を「6か月」に，「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てであって，この規則の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては，なお従前の例による。